

## 一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成29年2月10日

奈良県社会福祉協議会 会長 荒井 正吾

### 第1 入札に付する調達の内容

#### 1 委託名

「絵本でつなぐ笑顔の活動」事業で活用する絵本制作等委託業務

#### 2 委託内容

(1) 県内の乳幼児を抱える世帯訪問時に活用する絵本の企画・制作・印刷

(2) 絵本の在庫管理および発送作業

(3) 「絵本でつなぐ笑顔の活動」事業の広報業務

#### 3 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

#### 4 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）及び（2）に該当する者が、この入札に参加することができます。

（1）奈良県内に営業所を有すること。

（2）過去2年以内において、社会福祉法人から社会福祉分野の広報を受託した実績を有すること。

※入札に参加しようとする者に対し、（2）の実績が分かる書類として、当該業務契約書の写し及び報告書等成果物を入札前に提出を求め、本業務の実施能力の有無を事前に審査する。

### 第3 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する所属部署等の名称及び問合せ先

〒634-0061 橿原市大久保町320番11

奈良県社会福祉協議会 生活支援課

電話番号：０７４４－２９－０１００

2 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

- ア) 1 に示す場所におけるの交付
- イ) 奈良県社会福祉協議会のホームページ  
<http://nara-shakyo.jp/>

(2) 交付期間

平成29年2月10日（金）から同年2月20日（月）まで  
（（1）のア）に示す方法による場合は午前9時から午後5時まで）

3 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

4 入札開札の日時及び場所

平成29年2月28日（火）午前10時  
奈良県社会福祉総合センター 2階「ボランティアルーム」

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県社会福祉協議会・絵本作成委託業務に係る入札書」と朱書して、平成29年2月24日（金）までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(2)を証明する書類を平成29年2月20日（月）の午後5時までに第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の提出書類等に基づき第2の(2)の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取消すことはでき

ません。

#### 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札および下記（１）から（５）に該当する入札は無効とします。

- （１） 会長の定める入札条件に違反した入札
- （２） 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
- （３） 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- （４） 同一入札者がなした同一事項についての２以上の入札
- （５） 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

#### 6 契約書作成の要否

要します。

#### 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### 8 手続きにおける交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加申請の手続きが必要です。）

#### 9 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められたときは、落札者と契約を締結しないものとします。

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- （１） 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （３） 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、奈良県社会福祉協議会が奈良県社会福祉協議会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県社会福祉協議会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### 10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。